

条例点検票

			作成年月日	令和5年8月14日
条例番号	平成15年静岡市条例 第268号	条例名	静岡市学生寮条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成27年3月20日	
所管課名	学校教育課			
条例の概要	市内高等学校への通学が困難な中山間地の生徒等の就学を援助し、教育機会の均等を図るため、静岡市学生寮を設置する条例。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	市内高等学校への通学が困難な中山間地の生徒等の就学を援助し、教育機会の均等を図るため、静岡市学生寮の設置を条例で定めたものである。	条例は必要であり、改正の必要はない。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	市内高等学校への通学が困難な生徒等の就学を援助し、すべての子どもに教育機会の均等を図るため、十分有効に機能している。	改正の余地はない。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト 市民や事業者に過大な負担をかけてはいない。条例の目的から見て合理的な負担である。 b 内部コスト 行政における事務は不必要に煩雑でない。	改正の余地はない。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	設置に関し、法的な問題はない。	改正の必要はない。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	本条例で、協働の仕組みを定める余地はない。	改正の必要はない。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市の事例を参考にして改正する余地はない。	改正の余地はない。		
キ その他	弊害・問題は生じていない。	改正や運用の見直しをする余地はない。		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和5年8月4日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第258号	条例名	静岡市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成27年4月1日		
所管課名	教育委員会教育局教育局児童生徒支援課				
条例の概要	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143条）第4条第1項の規定に基づき、静岡市立の学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるもの。				
評価					
基準	評価結果		対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143条。以下「法という。」）第4条第1項の規定により、法第3条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める必要がある。				
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	地方公共団体が行う学校歯科医及び学校薬剤師という。）の公務上の災害に対する補償を行わなければならない（法第2条）ため、法第4条第1項の規定に基づき、補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を条例で定めることは有効である。				
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	効率的なものであり改善の必要はない。				
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を否定された事案はなく、規定にも問題はない。				
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。				
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	法第4条第1項の規定により、地方公共団体は同様の条例を定めている。				
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由		特記事項		
現行どおり					

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和5年8月3日
条例番号	平成27年静岡市条例 第17号	条例名	静岡市いじめ防止特別調査委員会条例	
制定年月日	平成27年3月20日	最終改正年月日	平成27年3月20日	
所管課名	教育委員会事務局教育局児童生徒支援課			
条例の概要	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に基づき設置される「静岡市いじめ防止特別調査委員会」の組織等に関し、必要な事項を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	静岡市で発生したいじめ重大事態のうち、その事実関係を明確にし、その対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、調査を行うことは必要である。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	透明性の確保や専門知識の導入のため、第三者機関の提言を受けることは有効である。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	効率的なものであり改善の必要はない。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を否定された事案はなく規定にも問題はない。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	本会は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識を有する者から静岡市教育委員会が委嘱された委員により成り立っており、協働が果たされている。			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	多くの自治体で同様の条例を定めている。			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和5年8月25日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第269号	条例名	静岡市育英条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成27年3月20日		
所管課名	教育委員会事務局教育局児童生徒支援課				
条例の概要	高等学校、短期大学、大学又は大学院等に在学する者に学資を貸与して、優秀な人材を育英し、及び市の発展に資する優秀な人材を育成することを目的とするもの。				
評価					
基準	評価結果		対応		備考
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	教育基本法第4条第3項に定める奨学の措置を実施し、もって優秀な人材を育英し、市の発展に資する優秀な人材を育成する目的を達するため、本市育英奨学金の貸与、返還及びこれらに係る手続について、条例において定める必要がある。				
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	奨学の方法及び手続について条例で定めることに有効性はある。				
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	効率的なものであり改善の必要はない。				
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を否定された事案はなく、規定にも問題はない。				
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。				
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	貸与型奨学金制度を実施している都市においても、同様に貸与及び返還方法並びに返還免除基準について規定している。				
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由		特記事項		
現行どおり					

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和5年7月20日
条例番号	平成15年静岡市条例 第97号	条例名	静岡教職員研修事業基金条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成27年4月1日	
所管課名	教育センター			
条例の概要	静岡市立の小学校、中学校、高等学校及び認定こども園の教員等や静岡市教育委員会事務局の指導主事の研修実施に要する経費の財源に充てることを目的とした基金である「静岡市教職員研修事業基金」の管理・運用等について定めた条例である。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	当該基金は現在も設置されており、目的等に変化はない。基金の管理・運用方法を定める本条例は引き続き必要であると評価する。	なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	条例において、基金の額、管理・運用、処分等、基金の設置に必要な内容が不足なく定められており、有効であると評価する。	なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	条例の対象は市が運用する基金であり、市民や事業者への影響はない。また各項目の内容に不必要に煩雑なものはなく、効率的であると評価する。	なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例の検索を実施したところ、同様の基金に関する適法性を否定された判例は見受けられなかったため、適法であると評価する。	なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	条例の対象は市が運用する基金であり、市民参画の仕組みを定める余地はないと評価する。	なし		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他市の研修事業基金の条例を検索したところ、基金の額、管理、運用益金の処理、繰替運用、処分等、全く同様の規定で構成されており、改正の必要はないと評価する。	なし		
キ その他	当条例について、運用上の問題や弊害等は生じていない。	なし		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和5年9月5日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第32号	条例名	静岡市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成16年12月22日		
所管課名	総務局人事課				
条例の概要	地方公務員法第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるもの。				
評価					
基準	評価結果	対応	備考		
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	地方公務員法第35条の規定に基づく職員の職務に専念する義務の特例に関する制度は、現在でも必要とされている。	改正の必要はない。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	有効に機能している。	更に有効な手段へ改正する余地はない。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	地方公務員法第35条の規定に基づく事務であり効率的である。	より効率的な制度に改正する余地はない。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例で適法性を否定されたことはない。	該当なし			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	市民参画の仕組みを定める余地はない。	協働を図る余地はない。			
カ 他都市 他都市の条例かどうか。	地方公務員法第35条に基づく制度のため、都市間での差異はあまりない。	本市条例と他都市の条例との若干の差異はあるが、検討の結果、改正の必要はない。			
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由	特記事項			
現行どおり	上記の基準の各項目を確認した結果、現在の本市条例の規定で必要十分であるため。				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和5年9月5日
条例番号	平成15年静岡市条例 第33号	条例名	静岡市職員倫理条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成16年12月22日	
所管課名	総務局人事課			
条例の概要	職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を定めたもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
あ 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	職員の職務に係る倫理の保持に資するた め必要な措置を講ずることにより、職務の 執行の公正さに対する市民の疑惑や不信 を招くような行為の防止を図り、もって公 務に対する市民の信頼を確保するため、当 該条例は必要である。	改正の必要無し。		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	有効に機能している。	更に有効な手段へ改正する余地はない。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	職員の倫理の保持に関する事務であり効 率的である	より効率的な制度に改正する余地はない。		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	判例で適法性を否定されたことはない。	該当なし		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	市民参画の仕組みを定める余地はない。	協働を図る余地はない。		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	職員の倫理の保持に関する制度のため、他 都市（政令市）間において、ほぼ差異はな い。	他都市の条例もほぼ同様の内容		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和5年12月18日
条例番号	平成15年静岡市条例 第295号	条例名	静岡市地震災害警戒本部条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成16年12月22日	
所管課名	危機管理総室			
条例の概要	大規模地震対策特別措置法第18条第4項の規定に基づき、静岡市地震災害警戒本部の組織等に関して必要な事項を定める。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	静岡市地震災害警戒本部に関して必要な事項を定めるため、現在も必要な条例である。	なし。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	組織等について規定しており、有効に機能している。	なし。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト なし。 b 内部コスト 煩雑性なし。	なし。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例により違法性を否定されたことはない。	なし。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。	なし。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市の同様の条例と比較し、規定内容に過不足はない。	なし。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和5年8月9日
条例番号	平成15年静岡市条例 第61号	条例名	静岡市市債管理基金条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成17年3月15日	
所管課名	財政課			
条例の概要	この条例は、市債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる市財政の健全な運営に資することを目的とした基金条例である。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	地方財政法4条の2の規定により、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならないとされており、将来多額の資金を要する市債の償還については必要な財源を確保するための積立が必要になるところ、地方自治法241条により積立のためには、本条例が必要である。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	市債の償還に必要な資金の積立は順調に進められており、現時点において、条例改正によりさらに有効性を高めるような特段の事由は見当たらない。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	現条例の規定により、積立等の事務処理の効率性が損なわれているような特段の状況にない。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	確認し得る限り、条例自体の適法性が争われた事例はない。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	市債償還に関する財源調整という実施機関の内部の事務処理に関する事項のため、協働になじまない。			
カ 他都市 他都市の条例かどうか。	他都市においても同類の条例を制定しているが、内容はほぼ類似していることから、現時点で、改正する特段の理由はない。			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和5年8月9日
条例番号	平成15年静岡市条例 第54号	条例名	静岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成16年12月22日	
所管課名	財政課			
条例の概要	この条例は、地方自治法第96条の規定に基づき、同法施行令で定める基準に従い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る種類・金額について、必要な事項を定めた条例である。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	地方自治法第96条の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る金額の最低基準については条例で定めることとされているため、本条例が必要である。			
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	契約の締結及び財産の取得又は処分は執行機関が行うものであるが、条例で指定した重要なものに限り議会の議決を得ている。現時点において、条例改正によりさらに有効性を高めるような特段の事由は見当たらない。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	条例に基づく高額な契約及び財産の取得又は処分は指定された重要なもののみであるため、行政事務が煩雑になっていることはなく、現条例の規定により、事務処理の効率性が損なわれているような特段の状況はない			
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	確認し得る限り、条例自体の適法性が争われた事例はない。			
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	法令等に基づく事項であり、また、議決事件に関する事項のため、協働になじまない。			
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市においても同類の条例を制定しているが、本市を除く指定都市19市においても概ね同水準の内容であり、直近で金額の見直しを行っている事例はない。			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和8月18日
条例番号	平成15年静岡市条例 第223号	条例名	静岡市住居表示に関する条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	改正なし	
所管課名				
条例の概要	住居表示に関する法律第4条及び第8条第2項の規定に基づき、住居表示に関し必要な事項である「街区の区域の新設等」、「住居番号の設定」及び「住居番号の表示義務」が定められている。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> ・街区の区域の新設等は、住居表示や土地区画整理事業等により実施することがあり、手続きの根拠規定として必要である。 ・住居番号の設定は、住居表示実施地区で新築等する住居の所在番号設定のために、必要な手続きである。 ・住居番号の表示義務は、わかりやすい街づくりのために必要である。 	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・街区の区域の新設等は、事案に対し、有効に機能している。 ・住居番号の設定は、住居表示実施地区における新築した住居等の住居番号を管理する制度として、有効に機能している。 ・住居番号の表示義務は、罰則規定のない努力義務的な性質をもつが、市民に対して町名板・住居番号板設置を促すときの根拠として有効に機能している。 	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	<p>a 外部コスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居番号の設定届出申請は、建築確認申請に使用した書類の一部の写しで申請可能で、所有者本人だけでなく、代理人でも申請可能であることから、届出者にとって過大な負担ではない。 ・町名板・住居番号板は、表示義務者が条例に即した設置場所を選定し、貼付ける作業を行うのみであるため、多大な負担ではない。 <p>b 内部コスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居番号の表示義務について、建築確認申請者に対して、住居番号設定促進に係る案内チラシを送付しており、届出義務者に制度を周知するために必要であり、効率的に実施できている。 	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例（他市の同様の条例を含む。）は、判例で適法性を否定されたことはない。 	現行どおり		

様式 1

オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・この条例に市民参画の仕組みは定められていない。街区の区域の新設等、住居番号の設定については、一定の基準（静岡市住居表示整備実施基準）に基づき行政裁量で定めるため、市民参画による協働の余地はない。	現行ごおり	
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	本市の条例は、昭和38年2月13日付け自治庁振発第23号「住居表示に関する条例準則（街区方式）について」を参考として制定したが、他都市においても概ね同様の状況であり、改正の余地はない。	現行ごおり	
キ その他			
見直し結果			
改廃等の必要	理由	特記事項	
現行ごおり	基準ア～オいずれにおいても改正の余地なく、現行ごおりで有効に機能するため。		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和5年7月20日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第310号	条例名	静岡市両河内財産区基金条例		
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	平成17年12月26日	
所管課名		管財課			
条例の概要	両河内財産区の区有林の管理及び運営等に必要な資金の財源に充てるため、基金を設置し、必要な事項を定める。				
評価					
基準	評価結果		対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	両河内財産区の区有林の管理及び運営等に必要な資金の財源に充てることを目的に基金を設置したため、現在も必要な条例である。				
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	両河内財産区の区有林の管理及び運営等に必要な資金の財源を基金から充てており、有効に機能している。				
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	(a)外部コスト なし。 (b)内部コスト 煩雑性なし。				
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例により適法性を否定されたことはない。				
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。				
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市の同様の条例と比較し、規定内容に過不足はない。				
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和5年12月18日
条例番号	平成18年静岡市条例 第12号	条例名	静岡市国民保護対策本部及び静岡市緊急対処事態対策本部条例	
制定年月日	平成18年2月24日	最終改正年月日	平成18年2月24日	
所管課名	危機管理総室			
条例の概要	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び第183条において準用する法第31条の規定に基づき、静岡市国民保護対策本部及び静岡市緊急対処事態対策本部に関して必要な事項を定める。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	静岡市国民保護対策本部及び静岡市緊急対処事態対策本部に関して必要な事項を定めるため、現在も必要な条例である。	なし。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	組織等について規定しており、有効に機能している。	なし。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト なし。 b 内部コスト 煩雑性なし。	なし。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例により違法性を否定されたことはない。	なし。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。	なし。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市の同様の条例と比較し、規定内容に過不足はない。	なし。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和5年7月20日
条例番号	平成18年静岡市条例 第32号	条例名	静岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	
制定年月日	平成18年3月24日	最終改正年月日	平成18年3月24日	
所管課名	契約課			
条例の概要	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約を定めた条例。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	必要性あり	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	有効性あり	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	効率性なし	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性なし	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働性なし	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	同様の内容	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和5年8月25日
条例番号	平成17年静岡市条例 第178号	条例名	蒲原町の編入に伴う静岡市税条例の適用の経過措置に関する条例	
制定年月日	平成17年12月15日	最終改正年月日	平成17年12月15日	
所管課名	財政局税務部税制課			
条例の概要	蒲原町の編入に伴い、編入前の蒲原町の区域（以下「旧蒲原町の区域」という。）における静岡市税条例の適用に関する経過措置を定めるもの			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	蒲原町の編入に伴い、旧蒲原町の区域における静岡市税条例の適用に関する経過措置を定めるものであり、対象となる課税が現在も残っているため、市税条例の適用に関し必要な経過措置を規定している当条例が必要である。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	課題に対し有効である			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	効率的である			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	なし			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	市民参画の仕組みの定め及び定める余地なし			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他政令市の市町村編入に伴う市町村民税条例の運用の経過措置に関する条例の廃止はなし			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり	当該条例の対象者が存在するため			

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。